

党員と呼ばれるに値しない人

われわれの規約〔第二条〕にしたがえば、評議会は半数の賛成があるばあいには大会を召集する義務を負う。もし評議会が自己の義務の遂行を回避するなら、党はどうすべきであろうか？ ドイツ社会民主党の規約には、この問題にたいして直接の回答があたえられている。すなわち、そのようなばあいには、党の最高執行部ではなくて、特別の、執行部から独立した統制委員会が大会を召集するのである。われわれの規約では、この問題にたいしてはなんの回答もあたえられていない。われわれは新『イスクラ』のわが友人たちにおたずねしたい。これは問題が解決しえないものかどうかを意味するのだろうか？ 評議会が自己の党にたいする義務の遂行を回避するばあい、党はばらばらになって、評議会が党にとってかわるべきだ、ということの意味するのだろうか？ 党は評議会のためにある、というわけではないのか？ と。

われわれは、そうではなくて、党は党役員が規約を実行するかどうかをみすがら監視する**義務を負う**ものであり、「監視する」ということは、口先だけで非難することではなくて、行為によって訂正することを意味するものである、とあえて考える。委任者にたいする義務を遂行するよう、自分の受任者に要求し、また**それを遂行させるようつとめる**ことのできない人は、政治的に自由な市民と呼ばれるに値しない人である。委任者にたいする党員としての義務を遂行するよう、自分の受任者に要求し、また**それを遂行させるようつとめる**ことのできない人は、党員と呼ばれるに値しない人である。評議会は諸〔地方〕委員会の受任者である。諸委員会は、この受任者に委任者にたいするその義務を遂行させるようつとめる**義務を負う**。諸委員会は、大会召集のための自己のビューローを選出する以外にはこれをなしとげることが**できない**。そして諸委員会はまさにこのように行動したのである。諸委員会が党にたいする自己のもっとも基本的な義務を自覚する以上、それはこのように行動する**義務**があったのである。

第八巻 際限のない逃げ口上 P218~219 1905年2月~末3月初めに執筆

コメント

党員は党執行部にただ従うだけの党員であってはならない。そのような人は、政治的に自由な市民と呼ばれるに値しない人であり、党員と呼ばれるに値しない人である。